

○特定非営利活動促進法施行条例

平成 10 年 10 月 15 日
長野県条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請)

第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- (4) その他知事の定める事項

2 法第10条第1項第2号のハに規定する書面は、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける役員 同法第12条第1項に規定する住民票の写し
- (2) 前2号に該当しない役員 当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第30条の15第1項の規定により当該役員に係る都道府県知事本人確認情報を利用するときは、第1項の申請書に前項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。

4 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他これに類する明白な誤りとする。

(定款の変更の認証の申請)

第3条 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 変更の内容
- (3) 変更の理由
- (4) その他知事の定める事項

2 法第25条第4項の規定により前項の申請書に添付する社員総会の議事録の謄本が法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合のものであるときの社員総会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(定款の変更の届出)

第4条 法第25条第6項の規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、前条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出するものとする。

2 法第25条第6項の規定により前項の申請書に添付する社員総会の議事録の謄本が法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合のものであるときの社員総会の議事録は、前条第2項各号に掲げる事項を内容とするものとする。

(事業報告書等の提出)

第5条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

(事業報告書等の公開)

第6条 法第30条の規定による閲覧又は謄写は、知事の指定した場所において行うものとする。

(合併の認証の申請)

第7条 法第34条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、次の各号に掲げる事項記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- (4) その他知事の定める事項

2 法第34条第4項の規定により前項の申請書に添付する社員総会の議事録の謄本が法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合のものであるときの社員総会の議事録は、第3条第2項各号に掲げる事項を内容とするものとする。

3 第2条第2項及び第3項の規定は、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号のハに規定する書面について準用する。

(認定の申請)

第8条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) その他知事の定める事項

(認定の有効期間の更新の申請)

第9条 法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けようとする特定非営利活動法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) その他知事の定める事項

(役員報酬規程等の提出)

第10条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、法第44条第1項の認定の有効期間内の日を含む毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

2 法第55条第2項の規定による書類の提出は、助成金の支給を行った後、遅滞なく行うものとする。

(役員報酬規程等の公開)

第11条 法第56条の規定による閲覧又は謄写は、知事の指定した場所において行うものとする。

(特例認定の申請)

第12条 法第58条第1項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) その他知事の定める事項

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第13条 第10条の規定は、法第62条において準用する法第55条の規定による特例認定特定非営利活動法人の書類の提出について準用する。

2 第11条の規定は、法第62条において準用する法第56条の規定による特例認定特定非営利活動法人の閲覧及び謄写について準用する。

(合併の認定の申請)

第14条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 合併しようとする各特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
- (4) その他知事の定める事項

2 法第63条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、前項各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(書面保存情報通信技術利用法の適用)

第15条 法第75条の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下この条において「書面保存情報通信技術利用法」という。）の規定による条例で定める事項については、次に定めるところによる。

- (1) 書面保存情報通信技術利用法第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の備置きとする。
- (2) 特定非営利活動法人が、書面保存情報通信技術利用法第3条第1項の規定により、前号の規定による書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。
- (3) 特定非営利活動法人が前号の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。
- (4) 書面保存情報通信技術利用法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、第28条第1項及び第35条第1項並びに第

54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成とする。

- (5) 特定非営利活動法人が、書面保存情報通信技術利用法第4条第1項の規定により、前号の規定による書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。
- (6) 書面保存情報通信技術利用法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第5項並びに第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。
- (7) 特定非営利活動法人が、書面保存情報通信技術利用法第5条第1項の規定により、前号の規定による閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を当該特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

（補則）

第16条 この条例に定めるもののほか、法第2章、第3章及び第5章の規定並びにこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年7月19日から施行する。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成20年12月18日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。